

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N514
2013・12・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

名張毒ぶどう酒事件—最高裁不当決定と第8次再審請求申立…………… 岡村晴美
受刑者選挙権制限違憲判決と国際人権法の国内実施…………… 武村二三夫

ロースクールの実情と法曹養成

理論抜き！経験のみに依る超私的ロースクール考…………… 橋本祐樹

第15回人権研究交流集会—震災復興—3・11から3年 私たちは何をすべきか

☐ 分科会紹介 表現の自由分科会

山梨県議会議員旅費等返還履行住民訴訟控訴審に完全勝訴しました…………… 小笠原忠彦
法科大学院を核にした原発被災者支援と法曹養成…………… 日置雅晴

委員会からのお知らせ・報告

☐ 震災プロジェクトチーム 発達心理学連続講座、開催中…………… 鳥海 準

2つの議長声明を発表…………… 青法協弁学合同部会

☐ 国民投票法の廃止を求める議長声明

☐ 秘密保護法の衆院強行採決に抗議し、参院での廃案を求める声明



ヘルシンキの子ども

名張毒ぶどう酒事件

最高裁不当決定と第8次再審請求申立

あいち 岡村 晴美

一 はじめに

最高裁判所第一小法廷(櫻井龍子裁判長)は、本年(二〇一三年)一〇月二六日、名張毒ぶどう酒事件第七次再審請求の第二次特別抗告審について、抗告を棄却する決定をした。弁護団は、決定のわずか半月前にあたる九月三〇日、差し戻し異議審決定の誤りを指摘する実験結果を新証拠として提出したばかりであった。しかし、最高裁決定はこの新証拠に何ら触れることなく、差し戻し異議審決定を支持した。結論ありきの不当な審理であったと言わざるを得ない。

二 第七次再審請求の経過

第七次再審請求審は、天国か地獄かという結論を行ったり来たり連続であった。二〇〇五年四月に名古屋高等裁判所刑事第一部(小出鐔一裁判長)が再審開始を決定したが、二〇〇六年二月に異議審・名古屋高等裁判所刑事第二部(門野博裁判長)が再審開始決定を取り消した。これに対し、二〇一〇年四月に第一次特別抗告審・最高裁判所第三小法廷は異議審決定を取り消して名古屋高等裁判所に差し戻したが、二〇一二年五月

に差し戻し異議審・名古屋高等裁判所刑事第二部(下山保男裁判長)が再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却した。第二次特別抗告審では、このえん罪を晴らすたかきに再審開始という終止符をうつべく、弁護団は精力を注いできた。

三 争点

第七次再審請求において最大の争点とされてきたのは、ぶどう酒に入っていた農薬(テップ製剤)が、犯行に使ったと自白したニッカリンTであったかどうかであった。事件当時の三重県衛生研究所で行われた成分分析では、同じ銘柄のぶどう酒に市販のニッカリンTを混入したもの(対照検体)から検出された成分が、事件の飲み残りのぶどう酒(事件検体)からは検出されていなかった。弁護団は、この成分がトリエチルピロホスフェートであること、ニッカリンTに特有のこの成分は製法が異なる他のテップ製剤、例えば「三共テップ」等には含まれていないことを証明して、犯行毒物はニッカリンTであるとする確定判決の認定に重大な疑問があることを示した。請求審決定は、この新証拠に新明白性を認め、「本件毒物はニッカリンTではなかった疑いが強いことが判明した」として自白の信用性に重大な疑問が生じていると

判断した。

異議審決定は、「本件毒物はニッカリンTであり、トリエチルピロホスフェートもその成分として含まれていたけれども、三重県衛生研究所の試験によつては、それを検出することができなかったと考えることも十分に可能」と判断したが、第一次特別抗告審は、「科学的知見に基づく検討をしたとはいえず、その推論過程に誤りがある疑いがある」と判示して、同決定を破棄して審理を名古屋高裁に差し戻した。

差し戻し異議審では、①事件検体からトリエチルピロホスフェートが検出されなかったのは、トリエチルピロホスフェートがパークロマトグラフ試験の前に行われたエーテル抽出によつて抽出されなかったためであり、②対照検体からトリエチルピロホスフェートが検出されたのは、同物質の元になったペンタエチルトリホスフェートがエーテルで抽出された後パークロマトグラフ試験の過程で加水分解してトリエチルピロホスフェートが生成されたと推論して、本件毒物はニッカリンTと考えても矛盾はなく、自白の信用性に影響を及ぼさないと判断した。しかし、この推論は、①②とも誤っていることが実験結果より明らかと

なった。

今回、第二次特別抗告審は、差し戻し異議審とは別の理屈によつて特別抗告を棄却した。同決定は、第七次差し戻し異議審で裁判所が選任した鑑定人が、鑑定事項にないにもかかわらず独自に行った、新ニッカリンT（注：差し戻し異議審において新たに製造されたニッカリンTのこと）を模擬どう酒液に溶解直後にエーテル抽出したところ、トリエチルピロホスフェートが抽出されなかったという実験結果に基づき本件使用毒物がニッカリンTであることと、事件検体からトリエチルピロホスフェートが検出されなかったことは矛盾しないと結論づけた。しかし、鑑定人が行ったエーテル抽出実験の条件は、当時行われていたエーテル抽出と異なる条件で行われた独自のものであつて本件を検討する上で何ら有意なデータではない。

本年（二〇一三年）九月三〇日に弁護士が提出した新証拠は、まさに、このような誤解を払拭し、当時行われていたエーテル抽出の方法によれば、事件検体からトリエチルピロホスフェートが検出されなかったことを説明できないことを立証するものであつた。

四 おわりに

弁護団は、本年（二〇一三年）十一月五日、名古屋高等裁判所に第八次再審請求を申し立てた。

請求人の奥西勝氏は、八七歳の高齢であり、健康状態が悪化している。人道的にも第七次再審請求の中でえん罪が晴らされるべきであつたが、第八次再審請求を余儀なくされてしまった。奥西氏が署名した弁護士選任届の文字は、病床にあつても力強く、弁護団は何があつてもへこたれない。再審無罪を勝ち取り、奥西氏を生きて世に帰すその日まで、一層のご支援をお願い致したい。

受刑者選挙権制限違憲判決と 国際人権法の国内実施

大阪 武村二三夫

1 公職選挙法の制限規定と憲法、自由権規約

公職選挙法二一条二項二号は懲役・禁錮刑に処せられたものはその執行が終わるまで選挙権を有しない、とする。釜ヶ崎地域で労働組合活動をするIさんは、二〇一〇年七月の参議院選挙で選挙ができなかったので、憲法二五条、四三条、四四一条、自由権規約二五条に違反する、として立法不作為による国家賠償等を求めた。普通選挙は、国民の権利でもあり、国会議員選出の原則でもあるので、憲法は人権法及び組織法と二重に規定をしている。

2 自由権規約二五条

刑事拘禁による選挙権制限の立法例を見ると、アルゼンチンなど勾留中の者にも選挙権を認めない国二三ヶ国以上、カナダなど受刑者にも選挙権を認める国二三ヶ国以上、その中間形態の国二ヶ国以上という調査がある【*1】。

自由権規約の条項の解釈については、欧州人権条約などの類似の規定の解釈を参照することが認められている。すべての成人が等しく選挙権を有するという普通選挙は、民主制を標榜する諸国家

の憲法や国際条約でひろく採用されている。一般受刑者の選挙権制限については、ここ数十年の間に南アフリカ、カナダ、英国、ロシア、オーストリアについて国内裁判所、欧州人権裁判所、自由権規約委員会による多数の判例等の蓄積がみられ、しかもこれらの判例等は裁判機関や国境の枠を超え、従前の判例等を引用しながら一体となつて展開している【*2】。

これらの判例等を見ると、二つの潮流があることが判明する。第一は、一般受刑者の選挙権の一律の制限は違法、とするものである。すべての受刑者、あるいは故意犯で一年を超えるもの、刑期二年以上などについての一律禁止は比例性原則に反するなどとして違法とする。これらは、犯罪の内容・環境などを考慮して判決によって個別に選挙権を制限することは認めるものである。第二は、受刑者の選挙権剥奪の目的の正当性を否定する。二〇〇四年三月三〇日第二次ハースト事件欧州人権裁判所小法廷判決は、①付加刑、②法の支配について市民の責任と遵守の強化という選挙権剥奪の目的の正当性を認めなかった。選挙権剥奪の目的の正当性を認めなかった。これはこの一件だけである。同事件の二〇〇五年一〇月六日欧州人権裁判所大法廷判決は、これらの目的達成の有効性は認定しなかったが目的が支持できないとして排除する理由は見いだせない、と微妙な表現

をして手段審査に入っている。二〇〇二年一〇月三日カナダ最高裁判所ソウ事件判決は前記①②と投票権剥奪との合理的関連性を政府は立証できなかった、としながらもやはり手段審査に入っている。前記①②が一般受刑者の選挙権剥奪の正当な目的であるかについては、少なからず疑問が示されている。

3 憲法判断

(1) 在外邦人選挙権最高裁判決

二〇〇五年九月一四日在外邦人選挙権最高裁判決は「自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることは別として、国民の選挙権又はその行使を制限することとは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならぬ」というべきである。そしてそのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上出来ないし著しく困難であると認められる場合でない限り、前記のやむを得ない事由があるとはいえず、このような事由なしに国民の選挙権の行使を制限することは、憲法一五一条及び三項、四三一条一項並びに四四一条ただし書に違反するといわざるを得ない。」

と判示した。これは厳格な審査基準を初めて採用したといわれるが、「自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることは別として」という例外がある。

(2) 国が主張する目的

訴訟で国があげた選挙権制限の目的は、公職選挙法一条により選挙権の制限に合理性が認められるのは選挙の公正さが阻害される相当の蓋然性がある場合であるとしながら、具体的にあげたのは①著しく違法精神に欠け、公正な選挙権の行使を期待できない、②民主的意思形成に参加する能動的市民としての資格・適性が疑われる、の二点であった。

(3) 一審大阪地裁と控訴審大阪高裁の判断の相違

二〇一三年二月六日一審大阪地裁判決は、本件選挙権制限は前記最高裁判決の例外にあたるとして合理性審査基準を採用し、合憲とした。二〇一三年九月二七日二審大阪高等裁判所判決は厳格な審査基準を採用し、国のあげる正当化事由のいずれも「やむを得ない事由」があるとはいえないとした。前記最高裁判決は「そのような制限をすることなしには選挙の公正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上出来ないし著しく困難であ

ると認められる場合でない限り、前記のやむを得ない事由があるとはいえない」としており、これは相当厳格な枠を設定している。これからすれば一般受刑者についての選挙権制限は個別であっても認められないことになりうる。新聞報道によれば法務省幹部は今回の大阪高裁判決を予想だにしないかった、という。大阪地裁はこの結論を引き出すことを回避して、あえて前記最高裁判決の例外の道を選んだのではないか。これに対して大阪高裁は、欧州を中心とした国際裁判所・国内裁判所などの判例の流れの一つに一般受刑者の選挙権制限の目的の正当性を認めないものがあることを確認した上で、前記の厳格な審査基準を採用して違憲判断をしたものと推測する。

4 国際人権法実施の意義と青年法曹への期待

国際人権法の国内裁判への援用としては、人種差別撤廃条約上の人種差別と認めたもの(二〇一三年一〇月七日京都第一初級学校事件京都地裁判決 いわゆる間接適用であると解する)、背景で触れるものなど様々であるが、本件控訴審判決では条約がまったく引用されていないのが残念である。しかし内容的には二つの国際人権水準の潮流のうち、高度のものを日本に適用したものと評価

できる。

日本の批准した国際人権条約は憲法九八条により、国内法としての効力を有しているが、その実施（適用）は極めて不十分である。逆にいえばまだまだ宝の山が眠っている可能性がある。青年

法曹の方々がこの国際人権法を最大限に活用し、これからの日本の人権水準の向上に役立てることを、元青年として心から期待する。

【*1】倉田玲「禁錮以上の刑に処せられた者の選挙権」立命館法学三〇〇・三〇一号一八九頁

【*2】北村泰三「選挙権はく奪違法確認訴訟に関する意見書」中央ロー・ジャーナル第九卷二五号、武村二三夫「受刑者の選挙権と比例性の原則」、坂元茂樹・薬師寺公夫編『普遍的国際社会への法の挑戦』信山社二〇一三年所載

理論抜き！ 経験のみに依る 超私的ロースクール考

北海道 橋本 祐樹

1 実は私も……

私は、大学の法学部を卒業後、旧司法試験の受験勉強を経て、社会人経験もないまま二五歳で関西の私立ロースクール未修コースに入学しました（以下、ロースクールを「LS」とします）。そうなんです、実は私も「隠れ既修」だったのです（「隠れ既修」については、本紙No五二・二二頁参照）。

LSでは莫大なお金がかかると聞いていたので、当初、私はLSに行くつもりはありませんでした。

しかし、旧試験に合格できず、旧試験合格者数が減る時期だったので、LSに進学せざるを得なかったのです。

2 LS受験のときに考えたこと

私がLS受験の際に主眼に置いていたの

は、やはりお金でした。学費が安いLSに行くことを重視し、LSを比較する本を買っては、学費、奨学金の体制を見比べていました（あ、もちろん、LSの理念とかも見ましたけどね、ちゃんと）。

それでどうして私立LSに入学したかという、成績優秀者には学費半額分に相当する奨学金の支給があったからです。私立LSでは、年間学費は約一四〇万円にも上ります（諸経費込み）。半額になれば、国公立LSの学費である約八〇万円を下回ります。

私は、なんとしても成績優秀者になりたくて、未修コースに入学したのでした。

社会人入学者や他学部出身者などにも法曹をめざせるようにした未修コースですから、こんな悪知恵を働かせるのは私だけかなと思っていましたが、意外と同じようなことを考えている「隠れ既修」がいたことに驚きました。

ロースクールの実情と 法曹養成

3 機能しないソクラテック メソッド

とはいえ、私が入学したのは、LS発足後三年目でした。この頃はまだ、「純粹未修」と呼ばれる社会人入学者や他学部出身者も一定数いました。

高い能力を有していて「隠れ既修」顔負けの学力を取得していく「純粹未修」もいました。しかし、「純粹未修」の多くは、基本的理解を欠いたまま講義を重ねざるを得ませんでした。

各科目一三〜一四回の講義がありました。が、毎回の講義を丁寧にとやりくりキュラム通りに進まないで、教員も腐心していません。最初は、「純粹未修」の質問を受け付け、「純粹未修」に回答を求めて質問をし、「双方向」の講義を心がけていました。しかし、講義が遅れ始めると、そんな「悠長な」ことはできなくなり、「双方向」ではない講義になっていきました。

「純粹未修」の人々は、教員に個別に質問するなどして、

理解度を高めようと努力をしていました。しかし、同時に進行していく六〜七科目を同時に理解するのは困難です。復習したいけど、次週の予習が六〜七科目も待っているのですから、結局時間不足で消化しきれず、自らの努力では如何ともし難い理由で理解不足のまま進むことになるのでした。

このような「純粹未修」の人々は、これまでのキャリアを擲って「七〜八割が合格する」と信じて希望を抱いてLSに入学してきても、途中で希望を打ち砕かれ、学費を賄うために借りた三〇〇〜四〇〇万円の借金を二〜三年かけて積み重ねただけになったのでした。

4 社会問題と触れる機会を 持てない……

「純粹未修」でない学生も、予習復習に追われていました。ですから、多くはLSの自習室に閉じこもっていました。私も、LS時代は、予備校時代には参加していた青法協の学生ゼミさえ、参加したことがなかったのです。

予習復習や司法試験対策に追われているため、LS生が、社会問題について考える勉

強会や集会に参加する余裕はほとんどなかったのです。

5 法曹養成課程における LSの今後

私は、LSで充実した学習をしたと自負しています。ですが、司法試験を控えた学習であり、結局は点数で評価される「点」の選抜が待っているのです。論点中心な学習になってしまいました。これでは理想倒れです。

また、司法修習に行つて、他のLS出身者との学習格差を実感しました。格差がある以上、LSは前期修習に代替するものではありません。

七四校も乱立してスタートしましたが、一〇年足らずで、すでに二〇校が募集停止しています（二〇一三年二月一七日現在）。適性試験受験者数も激減しています。LS制度が抜本的見直しを必要とすることは明らかです。

司法試験受験要件からLS修了要件を外し、司法試験合格者を現在の半分程度に減らし、前期修習を復活させ、司法修習費用の給費制を復活させるべきだと考えます。

今、「表現の自由」を考える

表現の自由分科会

自

民党改憲草案の危険性を知らせようと結成した「明日の自由を守る若手弁護士の会」

（通称「あすわか」）。会員の皆さまには大勢加入して頂いていますし、もう「あすわか」の存在は知って頂いていますよね!? まだ加入して頂いていない五二期以降の皆さま、私たちと一緒に楽しく活動しませんか。

前置きはそのくらいにして、今回の人権研究交流集会では、私たちは「表現の自由」に着目しました。改憲草案二二条二項は、「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社を

第15回 人権研究 交流集会 あと3カ月

することは、認められない。」と規定しています。危険な内容満載の改憲草案の中でも、この表現の自由に対する事前規制は民主主義の

こ

んな危険な内容が現実のものになるはずがないと思っておられる方もいるかもしれません。しかし、すでに表現の自由を脅かす事態は発生しているのです。

例えば、今年（二〇一三年）七月、自民党はTBS

テレビに対し、「NEWS 23」において公平公正を欠く部分があったとして、党役員の出演・取材を一時停止すると通告しました。また、国旗掲揚

や国歌斉唱に関して「一部の自治体で公務員への

強制的動きがある」と記述した実教出版の日本史

教科書について、東京都教育委員会や神奈川県教

育委員会が不適切と判断して、各高校の自主的な

選定を妨害しました。さらに、「はだしのゲン」が

教育現場で自由に閲覧できないように求める動き

が各地で起こっていることは、記憶に新しいところ

です。焦眉の課題として浮上している特定秘密

根幹を揺るがす極めて危険なものです。

講

そこで、この分科会では、皆さんと一緒に「表現の自由」をめぐる危険な情勢についての認識を共有し、改めて「表現の自由」の大切さについて理解を深めたいと考えています。

保護法案は、「表現の自由」の内容をなす「知る権利」を著しく害する危険な内容を有しています。「表現の自由」は、自己実現の手段であるのみならず、国民が政治に参加するための手段ともなる、民主主義の要をなす基本的な権利です。それだけに、自分の思うままに権力を行使したい者の標的になりやすい存在と言えます。しかも、市民が気付かないうちに表現規制が進められ、いつの間にか物が自由に言えない社会が到来しないとも限りません。

師の一人として、TBS報道記者の金平茂紀さんをお招きすることになりました。TBS「報道特集」のメインキャスターを務める金平さんは、「テレビはなぜおかしくなったのか」（高文研）、「テレビニュースは終わらない」（集英社新書）など多数の著書を出されているほか、ウェブサイト「THE JOURNAL」や自らのブログで、権力監視や少数意見を重視する立場から情報を発信しています。金平さんには、報道の現場で実際にどのような表現規制がなされているか、リアルなお話をしていただく予定です。さらにもう一人、東京

都青少年保護育成条例で初の「有害コミック」指定を受けたことで知られる漫画家・山本直樹さんをお招きして、表現者の一人として権力による表現への「目に見える規制」と社会による「目に見えない規制」についてお話いただく予定です。そして、山本さんと金平さん、若手弁護士のパネルディスカッションを設定し、「表現の自由」をめぐる危険な情勢について、さらに突っ込んだお話を伺う予定です。

報

道、表現者、そして法律家という立場の異なる三者がそろい、表現の自由について多角的なお話をいただけることと思います。

「あすわか」が贈るイベント、皆さんの期待を裏切りません！ 多数の参加をお待ちしています。

(東京 早田由布子)

お詫び

全会員向けに発送したチラシとチケットに誤りがありました。ここにお詫びし、訂正申し上げます。

(誤) 全体会 一四時開始

(正) 全体会 一三時開始

第15回人権研究交流集会 (in 石巻) にご参加ください 震災復興—3.11から3年 私たちは何をすべきか

と き ○2014年3月21日 (金) 全体会13時～17時 懇親会18時～20時

○2014年3月22日 (土) 分科会 9時～12時

オプションツアー (分科会終了後半日または23日まで)

と ころ ○石巻中央公民館 (全体会・分科会)

〒986-0833宮城県石巻市日和が丘1-2-7

電話 0225-22-2970 FAX 0225-21-6050

*分科会は、中央公民館のほか石巻市総合体育館・石巻市役所労働会館で行います。

参加費 弁護士協力券 5,000円／一般参加券 500円

*弁護士協力券により、人権研究交流集会は成り立っております。ご支援のほど、よろしくお願いいたします。

参加申し込みは、
「参加申込書」に
ご記入のうえ、
2月10日まで
にお送り下さい！

全体会は、講演、「現地からの声」、パネルディスカッションの3部構成で、「真に必要な復興とは何か」を考えます。

分科会では、宮城支部のほか、東京支部、あいち支部、北海道支部、本部震災PT、憲法委員会、新設の国際委員会などの各会員が中心となって、前回に続く裁判必勝法のほか、復興問題、原発訴訟、原発輸出問題、平和、憲法教育、表現の自由など、さまざまな分野の特色のある7の分科会を開催することになりました。

オプション・バスツアー「石巻～女川～南三陸を巡る旅」を企画しております。

地元石巻の松浦会員、庄司会員が練り上げたプランであり、現地でしか聞けない話を聞き、現地でしか見られない状況を見る、今でしかできないツアーになっています。

山梨県議会議員旅費等返還履行住民訴訟 控訴審に完全勝訴しました

山梨
小笠原忠彦

二 〇一〇年一月一七日から二三日まで、三人の山梨県議会議員（以下「県議」といいます）がアメリカ合衆国への「海外研修」に出かけ、旅費等の費用として各自約九〇万円の支出を受けていました。また、二〇一〇年四月二日から二九日にかけて、五人の県議がエジプトとトルコへの「海外研修」に出かけ、旅費等の費用として各自約九〇万円の支出を受けていました。これとは別に、二〇〇九年七月二〇日から二二日にかけて韓国ソウル市等における県議七人による調査が実施され、調査研究費として政務調査費から県議一人当たり五万三千六百円が支出されました。そして、二〇〇九年二月一六日から一八日にかけて、鹿児島県屋久島における県議八人による調査が実施され、調査研究費として県議一人当たり二万七一九

八円が支出されました。

しかし、これは研修や調査に名を借りた観光旅行にすぎないものでした。それで、七名の山梨県民が二〇一一年二月一四日に住民監査請求を行いました。しかし、住民監査請求はいずれも理由が無いとして退けられたため、この七名が原告となり、二〇一二年五月二日に甲府地方裁判所に山梨県知事を被告とする旅費等返還履行請求の住民訴訟を提起しました。

こ の訴訟の争点は、「海外研修」については、それが山梨県議会研修要綱における海外研修の実施方法を満たしていないことから、地方自治法二〇〇条三項における「議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるとき」とい

う議員の派遣の要件を満たしていない違法な支出であるか否か、「政務調査費を用いた調査研究」については、山梨県政務調査費の交付に関する規定の定める使途基準を満たしておらず、地方自治法一〇〇条一四項における「その議会の議員の調査研究に資するために必要な経費」という政務調査費交付の要件に違反する違法な支出であることが認められるか否かでした。

要するに重要なのは海外研修とか調査研究といながら、実態は単なる観光旅行に過ぎないかどうかの問題となった事件です。

原

告らは、口頭弁論のたびに多くの傍聴を呼びかけ、街頭宣伝行動を行いました。その結果、この裁判は山梨県民の大いに注目するところとなり、マスコミにも大きく取り上げられまし

た。このような世論の声に押されて、甲府地裁は海外研修や調査研究に参加した県議の証人尋問を採用し、三人の現職の県議が法廷の証言台に立ちました。これは、これまでの山梨県議会の歴史の中で画期的なことでした。

この県議らに対する証人尋問の結果、県議らは「海外研修」や「調査研究」なるものの県政での成果を全く語ることができず、複数の訪問先については行ったことすら覚えていない状態で、「海外研修」や「調査研究」なるものの実態が単なる観光旅行に過ぎないことが県民の前に明白になりました。この点で、甲府地裁での二審判決は、アメリカとエジプト・トルコ研修後に県議らが出した報告書について「具体的な成果が何ら報告されておらず、極めて不十分な内容だ」と指摘し、「視察に名を借りた私事旅行だったとの疑念を抱かれてもやむを得ない」とし、さらに研修の成果が議員活動に反映されていない点について「県議として熱意不足のそしりを免れず、政治的非難の対象となることは否定できない」とまで指摘しています。にもかかわらず、甲府地裁の判決は原告らの敗訴判決でした。判決文によれば、視察・研究調査の目的は一応正当であり、行程も相当なので、必ずしも議会の裁量権を逸脱濫用したものとはいえないということでした。

これに対し、原告らは東京高等裁判所に控訴しました。東京高等裁判所では、一回の口頭弁論で結審し、県議らに対し返還を求める方向での和解の勧告がありました。和解は県議らの拒否で成立しませんでした。

その結果、東京高等裁判所の判決があつたのですが、控訴審判決は、原告らが訴状で求めたとおりの返還金額を、山梨県知事が県議らに返還を請求するよう命じました。原告らの全面的かつ完全な勝利でした。

控

訴審判決は、アメリカ研修については「その大部分が、自由の女神、グラランドゼロ、国会議事堂、アーリントン墓地、ホワイトハウス、リンカーン記念堂及びリンカーンコテージなどのニューヨーク及びワシントンDCの観光名所の見学や、メトロポリタン美術館やスミソニアン博物館への入館に費やされ」たことを指摘し、研修目標である「米国と日本の輸出入の調査」「米国の農業事情」の視察に関するものとしては、財団法人自治体国際化協会（CLAIR）ニューヨーク事務所との訪問とワイナリーの訪問であるが、そこで得られた資料はわざわざニューヨークを訪問するまでもなく我が国において容易に入手できるもので、「報告書」には肝心の山梨県への観光の志向等には何らの記載もないこと、「報告書」に記載のあ

るワイン専門店での話は、実際には同店を訪問しておらず、日本で出版されている本の記載を引用したにすぎないことを指摘し、重大な虚偽の内容を記載した報告書を漫然と作成し提出すること自体、県政、県議会、県民のことを慮って研修をしていない証左であるとまで述べています。県議の一人が証言で、ホワイトハウス見学について「外から見ただけだが見識を広げることができた」とかは、「一般の方々とホワイトハウスを見る目というのは、若干は違う」と述べたことについて、判決は、政治家個人の研鑽の分野に属することであり、決して公の費用でなく自費で行うべきものなどとしています。その他、本件米国研修の行き先や日程等は、県民の福祉の増進に資するという研修の趣旨を全うするものだったとは到底認められなとし、「米国の農業事情」の視察という研修目的に照らして、明らかに不合理なものであり、実質的には海外研修に名を借りた私的旅行というべきものであり、およそ議員としての職務を行うものということはできない。そしてこの研修は参加した議員らがあらかじめ議長に提出した申込書の日程にそって行われたものであるから、このような研修に議員を派遣する決定は議会の裁量権の行使に逸脱または濫用があり、議員派遣は違法であるとしています。エジプト・トルコ研修も同様に海外研修に

名を借りた観光中心の私的旅行としています。政務調査費を使った韓国研修や屋久島視察も同様で、仮に、外国の観光地を訪問することが県議としての見識を高めることになるとしても、それは自らの費用による旅行として行うべきことであって、公費である政務調査費を用いるべきではない

と述べています。

ど

んな観光旅行も、それに臨む姿勢いかんで、県議の見識を高めることができるのは当然です。

国も地方公共団体も巨額な財政赤字をかかえ、節電や節約に努め、公務員の給与を削減し、その

上、消費税の増税が行われようとしている今日、県議のみが議員の見識を高めることができる程度のことである観光旅行と同じものに公費の支出を認めてよいわけはありません。正しい司法の見識を示した判決であると思います。

法科大学院を核にした原発被災者支援と法曹養成

東京 日置 雅晴

早

稲田大学法科大学院では、東日本大震災直後に教員有志が呼びかけ、東日本大震災復興支援法務プロジェクトを立ち上げた。これは、法律実務家と研究者を多数抱え、様々な資源を持つ法科大学院ひいては総合大学という組織を活用して、法務という分野で復興を支援することを想定したものである。プロジェクトには一〇〇名を超える教員・学生・卒業生・他大学関係者など

多彩なメンバーが参加し、大学からも毎年二〇〇万円という研究費が支出され、東北の被災地の法律事務所や裁判所を訪問しての聞き取りや大学での講演会などを企画してきた。

最近では、原発被害により全面的に避難区域となっている福島県浪江町の支援に関わる機会が増え、職員全員からの被災直後の対応状況の聞き取り調査（二週間にわたり延べ三〇名の学生が現地

で活動）や二万通あまりの町民アンケートの分析作業（多数の学生がデータ入力に参加し、法社会学の研究者教員が中心となって弁護士も支援して内容分析）などを、学生・教員からなるチームで担ってきた。

このような雰囲気の中で、早稲田大学法科大学院の卒業生の中からも被災地支援に関わりたいたいという声が上がリ「たまごの力」という卒業生グループ

プも結成され、司法修習生の中には東北の修習地を希望したり、選択型実務修習で被災地の事務所に行ったり、法曹以外の道に進んだ卒業生も一緒に様々な活動を行っている。

浪

江町と早稲田大学の協力関係の延長線上にあるのが、浪江町による集団ADR申し立てである。浪江町は二〇一三年五月に町が代理人となつて慰謝料の増額を求めるADR申し立てを行ったが、最終的に申し立て人数は一万五〇〇〇人を超える大規模なものとなつている。(事故時の浪江町の町民は二万人あまりであつた)

この申し立ては町という自治体が申立代理人となる画期的なものであるが、実務的には多数の弁護士が様々な実務作業をおこなうこととなるが、これを担っている弁護士は、復興支援プロジェクトの中から育つてきた新人弁護士を含め、早稲田大学の関係者が核となつた呼びかけに集まつた弁護士たちである。

ADR申し立て後には、研究者の意見書を二通提出しているが、いずれも早稲田大学に在籍した公害や不法行為の専門家による意見書であり、これはADR手続きにおける主張の有力な法的根拠

と位置づけられている。

また、浪江町との協議の中で大量に生じる行政の法務需要をカバーするために、弁護士を職員として採用する話が持ち上がり、早稲田大学法科大学院の卒業生の弁護士がこれに応募して採用されることとなった。採用後は、様々な自治体法務の問題についても、大学の地方自治などの専門研究者等と連携を持ちつつ支援・協力体制をとっている。

プロジェクトの活動は法学分野にとどまつていない。まだ活動は小さいが、復興町作りについては建築・都市計画部門の学内の研究所とも協力する体制ができつつある。

一

連の活動を通じて明確になつてきたことは、被災地支援という実際に起こっている現場への法科大学院生の参加により学生は社会的貢献の必要性や現場に対応できる法知識の必要性に目覚め、それが勉強のモチベーションを上げていることである。さらにそこで培われた仲間のネットワークを修習生・弁護士になつても継続する姿である。学生時代に貴重な経験を積んだ学生はその先、弁護士になつて当然のように被災地の支

援弁護士などに加入し、これまで見てきた様々な支援活動に自然に入っていくことになる。そして、こういった一連の活動を理論的にバックアップするのが豊富な研究者たちであり、学生のうちから法律実務家と研究者が相互に協力し合つて、作業をする姿を当たり前のように見ることができるようである。

様々な法律家団体の中には、法科大学院制度に対して批判的立場をとるところも多い。しかし、早稲田大学における復興支援プロジェクトの活動は、教員や法科大学院さえやる気になれば、学生・修習生・実務家・研究者という法曹関係者が有機的の一体となり、相互に刺激し合つて新しい法曹を育てるという仕組みが現実にあることを示している。このような仕組みは、一方通行の大学講義・長い受験勉強・実務偏重の実務修習という旧来の法曹養成制度では到底不可能なことであり、法科大学院という制度は遙かに優れた法曹養成制度として機能することを示している。是非法曹養成の現場の実態を知っていただきたく早稲田大学の活動を報告する次第である。

(弁護士・早稲田大学大学院法務研究科教授)

震災プロジェクトチーム

発達心理学連続講座、開催中

東京 鳥海 準

1 われわれ青法協震災・原発プロジェクトチーム（以下、PTという）では、かねて震災・津波・原発事故による「地域の丸ごとの破壊、コミュニティの丸ごとの破壊」を被害の本質の一つととらえ、この問題から被害の実相を見、被害回復の展望を志向しようと考えてきた。

そして、そのためには、まず丸ごと破壊されたとされる「地域、コミュニティ」の実態を正確に把握し、その破壊の影響を検討することが必要であるとの認識に立ち至った。

2 この「地域、コミュニティ」の実態把握には種々のアプローチが考えられるが、今回の発達心

理学連続講座は、地域コミュニティの持つ子どもを発達成長させる機能に着目し、震災・原発被害の本質の一端に迫ろうとする企画である。

この連続講座は、全五回で構成されるものであるが、二月二日現在、すでに序盤の二回が消化されている。今後関心を持つて企画に参加する人のためにもここに過去二回の講座内容のエッセンスを紹介する。

ただし、要約が講義の意図をどれだけ再現しているかについては自信があるわけではない。ただ、これ以降の連続講座に興味を持ってもらえれば幸いである。

3 第一回目は「文化によって異なる子どもの姿」と題して

講義が行われた。

この第一回講義は、これから始まる連続講座の導入であるとともに当面のわれわれの問題関心である、丸ごと破壊されたとされる「地域、コミュニティ」の実態、機能の本質を示唆するものであった。

講義の実際は、講師である山本登志哉氏（中国政法大学社会学院客座教授）のこれまでの研究を踏まえて日本と中国の同じ学齢期の児童の学校における風景を比較することからはじまりその背景文化の違いに議論が及んでゆく。北京市内のごく普通の小学三年生（中国の下町の子ども）の授業では先生の質問に対してほぼ全員の子どもが挙手していたが、日本の小学校では見受けない風景であった。逆に、同じ北京市内の小学校でも中央政府や党の幹部の師弟の多い名門校では前二者とは異なる特徴（小学校の一年生でも静かに先生の話に耳を傾けている）を見いだすことができる。

これらの異なる児童の行動・反応は如何なる本質的な違いから導かれるものか。この問題は当然のことながら多面的な考察が必要であるが、そのうちの一つの理由としてその地域コミュニティの特徴が反映したものを見ることができるとはいえ

いか。

具体的には、山本氏は

① 中国の下町の子どもが授業でこ

れだけ積極的なのは、「人に認めてもらうことが大事」という中国競争社会の中で育っていることが挙げられるのではない

② 日本では間違えを恐れて挙手

しない子どもが多いのに対して、中国の子どもは社会の中で自分をアピールすることにより大きな価値を見いだす、そんな社会に育っているのではない

③ 名門校で、わずか小学一年生

が、長時間にわたりじつと立ち、人の話に耳を傾け、声をそろえて返事をするしつかりとした規律や訓練を受けているのは、個々の家庭のしつけや教育の他に、児童を取り巻く環境、地域コミュニティの役割が大き



講師の山本登志哉氏

いのではないか。

第五回の最終講義を先取りして結論づければ、人は様々な地域で歴史的に社会を作って生きてきており、地域コミュニティは、歴史や地域によって異なる生産、消費、価値観を含む社会的な生き方…地域文化…とともにあり、人々はその中で育ち「地域文化」を再生産、変革し

ながら生きてゆくものではないか。

このような問題提起が第一回の講義のテーマであったように思う。

4

第二回目の講義は、「生物としての発達」がテーマであった。

この回は、第三回目以降の「本題」に入るための前提知識の整理といった位置づけの講義であったが、これまでこのような議論に触れたことのない内容の講義であり、非常に新鮮な思いで講義を拝聴した。

講義の内容を要約する能力は私にはないが、印象に残った点を思い出しながらお伝えすれば、次のようなものである。

まず、講義は、「ものの理解」をどのようなものとしてとらえるか、から始まる。

山本氏によれば、「ものの理解」とは「適応行動の一種」である。平たく言えば「その対象をうまく扱えるようになること、対象に対し適応できること」を意味するものという。

そして、この「ものの理解」の概

念は「思考」という概念に発展する。つまり、「思考」とは新しい理解を生み出す作業であり、「新しい扱い方…新しい行動、新しい適応」であり、「知能」とは新しい理解を生み出す能力を意味するものとされる。人間の知能は、系統発生的に適応行動が進化したものと考えられることとなる。

そして、この適応行動の系統発生は、①「走性」、②「反射」、③「本能…遺伝的に合目的に構成された複数の反射」、④「条件反射」、⑤「試行錯誤」、⑥「直感的思考」、⑦「表象的思考」と発展してゆくこととなる(①②③は遺伝的反応、④は経験による学習の成立、⑤の段階で道具が登場してくる、⑥試行錯誤的行動を必要としない洞察、世代間の伝承、上記の各概念の説明はここでは省略する)。

その上で、講義は、ピアジェの「知能の発達段階論」に及んでゆく。ピアジェの「発達段階論」は個人の知能の生物学的な発達の歴史・経過をよく説明するものとなっている

が、同時に、発達を「個人内部の変換システムの高次化」と言う視点で見ることから来る限界、すなわち、他者との接触を通じた発達の問題の視点が欠けている。

そして、第三回以降では発達にとって「他者」が持つ意味を検討し、その延長線上に「地域と発達」を考察することとなる。

連続講座はいよいよ佳境に入ります。ふるってご参加ください。

次の連続講座の日程

一月二三日(水)一八時～

弁護士会館二〇〇五号室

二月 七日(金)一八時～

航空会館六〇三号室

青年法律家協会弁護士学者合同部会◎議長声明

国民投票法の廃止を求める議長声明

1. 国民投票法「改正」の動き

本年一〇月から始まった臨時国会において、日本国憲法の改正手続に関する法律（以下「国民投票法」という）の「改正」案が提出されると報じられている。

国民投票法は、憲法九六条の国民投票手続を規定するため二〇〇七年五月一四日に可決成立し、一部を除き二〇一〇年五月一八日に施行された。同法の成立に際し参議院憲法調査特別委員会では一八もの附帯決議がなされ、成年年齢、最低投票率、有料広告規制について、法施行までに必要な検討を加えることとされていたが、これら附帯決議がなされた項目について十分な検討もないまま同法は施行された。

同法の「改正」案の議論は投票年齢を一八歳に引き下げる点に限られており、以下に示す国民投票法の根本的な問題点については改正される見通しは示されていない。

憲法が国の最高法規たる所以は、侵すことのできない永久の権利（憲法九七条）である基本的人権を保障する点にある。その改正手続を定める憲法九六条は、全国民を代表する選挙された各議院の総議員の三分の二以上の賛成による発議と、国民投票による過半数の賛成による承認を求めている。

憲法改正にかかる厳格な要件を求める趣旨は、総議員の三分の二以上の賛成を発議要件とすることで安易な発議を防止し、慎重な手続きにより憲法の人権保障を保全する点にある。

また国民の過半数の承認要件を置くことで、最終的に人権享有主体たる国民一人一人の良心に基づく判断に人権保障を委ねていると考えられる。

このように最終的な承認が国民一人一人の判断に委ねられていることからすると、国民投票においては、国民に対しその判断に必要な情報が質・量ともに十分に提供されなければならず、そのためには国民の間で自由な意見表明が保障されなければならない。

らない。また国民の判断を正確に反映する投票制度も必要である。

しかし、そもそも国民投票法には以下に見られるような、人権保障および国民主権原理の観点から看過することのできない根本的な問題点がある。

2. 国民投票法の主な問題点

(1) 投票方式

同法が定める投票方式は改正案毎の賛否投票であり、個別条文の賛否について投票できない。このため、国民の意思を正確に反映できない点に同法の根本的な問題がある。

(2) 「過半数」の意義

賛成票数が有効投票総数（無効票を除く）の二分の一を超えた場合に改正承認となるが、最低投票率・最低投票数等の縛りはない。これでは、低投票率でごく一部の国民のみが賛成した場合にも半数を超えれば憲法改正が承認される。これでは国民の多数意思を正確に反映する制度とはいえない。

(3) 公務員等・教育者に対する運動規制について

公務員等・教育者の運動を規制する同法二〇三条は、地位を利用した国民投票運動をするこ

とを禁止しているが、かかる曖昧な規制による表現活動の萎縮効果は重大であり、国民に対する情報提供が大幅に制約される危険を伴う。

(4) 国民投票広報協議会

同協議会は両議院の議員各一〇名で構成されるが、改正案に対する賛否で差を設けずに同数の構成とするとの定めはない。現行の議席に基づき構成では改憲勢力が多数を占め、改憲ありきの広報が危惧され、国民に偏った情報が提供されるものが危惧される。

(5) 公費による意見広告

公費による意見広告は政党等が指定する団体に限らず、幅広い団体が利用できる制度にすべきであるが、この点について十分検討が尽くされているとはいえない。

また、改正案に対する賛成・反対双方に対する公平性と中立性の確保が重要であるが、これを担保する制度は具体化されていない。

(6) 有料意見広告放送のあり方

有料意見広告放送が投票一四日前から禁止されていることは、表現の自由に対する制約であり、それと同時に国民の知る権利への制約となりうる。

その一方で、時期を問わず、特定の政党や団体が資金力を背景としていづれか一方の主張に偏った広告を大量に打ち出す可能性も否定できず、

公正かつ平等な意見広告のあり方が検討されなければならないが、現状で検討が尽くされているとはいえない。

(7) 投票期日

国会の発議後六〇日から一八〇日以内に投票が行われるため、最短の場合、発議から二か月後に国民投票となる。議論を尽くすにはあまりに短く、最低でも一年程度の国民投票のための検討・運動期間が確保されなければならない。

(8) 投票権者

一八歳以上の日本国民が投票権者となる。ただし年齢要件については公選法・民法等関連法規の改正がなされるまで二〇歳以上が投票権者となる。この点については、一〇月からの国会に提出される改正法案で審議がなされる見通しである。

もともと投票権者を日本国民に限定している点につき、憲法が保障する人権の享有主体は日本国民には限られないことから、永住者など一定の要件を満たす外国人にも投票権を認めるべきではないか検討が必要と思われる。

(9) 罰則

組織的多数人買収・利害誘導罪が設置されているが、国民投票と公職選挙では投票の意義や効果が著しく異なることから、このような罰則規定を設けること自体に問題がある。さらに、

極めて不明確な要件の下に広汎な規制を招き、罪刑法定主義に抵触し自由な表現活動を萎縮させるものであるから、この点については到底容認できない。

(10) 国民投票無効訴訟について

まず、無効訴訟の提起期間(三〇日以内)は短期に過ぎる。次に、管轄裁判所が東京高等裁判所に限定されている点も無効訴訟を制約するものである。さらに、無効訴訟を提起しうる場合について、いかなる場合に改正が無効となるのかについて議論が尽くされたとは到底言い難い状況にある。

3. 国民投票法は速やかに廃止されるべきである

このように国民投票法は、国民に十分な情報を提供せず議論をさせない中で憲法「改正」を強行できる仕組みとなっている。このような国民投票法が成立・施行された背景には、平和主義を含めた憲法の基本理念を全面的に覆し、自民党憲法改正草案に見られる憲法九条の改悪を果たし、日本を再び戦争のできる国につくりかえようとする自公政権の意図が透けて見える。

今臨時国会では、特定秘密保護法案、国家安全保障会議(日本版NSC)設置法案が上程・審議され、その後も、国家安全保障基本法案、集団自衛

事態法案、国際平和協力法（自衛隊海外派兵恒久法）案など有事法制の整備に関する法案が上程、審議される見通しであり、政府は集団的自衛権の解釈変更に向けた動きを進めている。このように米軍再編に伴い米軍と自衛隊が一体となつて、海外で日本が戦争できる体制づくりが着々と進められているが、まさに国民投票法はこのような国づくりのための手段であることは疑いない。

われわれ青年法律家協会弁護士学合同部会は、二〇〇七年四月二七日に国民投票法案の強行採決に抗

議し廃案を求める緊急議長声明を発表した。当部会は、平和憲法が脅かされる危険は当時と比べても各段に高まっているという認識のもと、憲法の改悪のための国民投票法の「改正」ではなく、速やかな廃止を求める。

二〇一三年二月二〇日

青年法律家協会弁護士学合同部会
議長 原 和 良

秘密保護法の衆院強行採決に抗議し、参院での廃案を求める声明

1 本年一〇月二五日に与党から提出された秘密保護

法案（以下「本法案」という）は、自民、公明、維新、みんなの四党による修正を経て、同年二月二六日に衆院にて、自民・公明・みんなの各党の賛成により強行採決され、同日、参院へと送付された。知る権利やプライバシー権などの国民の権利を侵害し、民主主義の根幹を揺るがす本法案の強行採決に対し、青年法律家協会弁護士学合同部会（当部会）は強く抗議をするとともに、本法案を参

院で廃案とするよう強く求める。

2 当部会は、二〇一二年六月に「秘密保全法に反対

する議長声明」を発表して危険性を指摘するとともに、各支部で反対運動の取り組み、また当部会も加入する「STOP! 秘密保全法 共同行動」においても反対運動が続けてきた。本法案の上程前に行われたパブリックコメントにおいては募集期間が二週間と極めて短期間であったにもかかわらず国民からは九万件もの意見が寄せられ、このうち八割

近くが本法案に反対の意見であった。また、直近で行われた世論調査でも国民の五割が反対を表明していた（二月二五日、テレビ東京・日経新聞）。今回の強行採決はこうした国民世論に全く背を向けた暴挙としか言いようがない。

3 本法案は、以下に見るとおり、国民の権利を侵害するとともに、民主主義の根幹を揺るがす致命的な欠陥がある。

(1) まず、本法案は、保護すべきとされる秘密（特定秘密）の範囲を「防衛に関する事項」「外交に関する事項」「特定有害活動の防止に関する事項」「テロリズムの防止に関する事項」の四分野とし、これらにおける広範な情報について、政府（行政機関の長）が恣意的に「特定秘密」と指定できるとされている。さらに、原案で特定秘密指定の有効期間は五年で、五年を超えない範囲で延長可能とされ、内閣の承認があれば三〇年を超えて延長できるとされていたところ、修正案では六〇年を超えて指定できないとしつつも、七項目にわたる例外規定が設けられた。

本法案では特定秘密の対象が抽象的で曖昧であつて、第三者機関によるチェックもされないまま、政府が恣意的に特定秘密に指定できるときとされれば、政府にとつて都合の悪い情報は一切外部に発表されることはなくなる。そして例外七規定に該当すると判断されれば永久に秘密のまま

となるばかりか、公文書管理法の適用を受けなければ秘密のまま廃棄されることになる。これでは指定の妥当性について主権者である国民によるチェックを永遠に受けることはなくなる。本法案には、国政に関わる情報は本来国民の共有財産であり、情報公開が原則であるという観点が決定的に欠如しているといわざるを得ない。

(2) 「特定秘密」の秘匿のために、その取得・漏洩のみならず過失犯、共謀、独立教唆、扇動といった行為についてまでも処罰できるとし、その処罰対象は、公務員のみならず、特定秘密取扱業務従事者、つまり民間企業の従業員にまでも広げられている。さらにその法定刑も最高で一〇年と大幅に加重されている。

しかし、仮に刑罰を科してまで保護すべき秘密情報があるとしても、それはすでに国家公務員法や自衛隊法などの現行法制で対処することは可能であり、法定刑を引き上げる理由にならない。また、メディアによる正当な取材活動で得た情報や内部告発した情報が「特定秘密」であった場合でも処罰の対象となるために、国民の知る権利やメディアの取材・報道の自由に対して大幅な制約、著しい萎縮効果をもたらし、憲法が保障する表現の自由(憲法二二条)を脅かすものとなる。

(3) さらに、本法案では、特定秘密取扱業務従事

者に対して「適性評価制度」を導入し、活動歴や信用状態、精神疾患や交友関係や家族関係に至るまできわめて高度なプライバシー情報について調査・監視を行うこととされている。これは、憲法の定める思想・良心の自由(憲法一九条)、プライバシーの保障(憲法二三条)、差別的取扱いの禁止の原則(憲法一四条)に違反するものと言わざるを得ない。

(4) そして、本法案は、本年六月にまとめられた「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」(ツワネ原則)にも違反している。同原則は、公開の規制対象は国防計画、兵器開発、情報機関の作戦や情報源などに限定すべきで、国際人権・人道法に反する情報は秘密にしてはならない、秘密指定の期限や公開請求手続きを定めるべきであるなどの内容となっている。本法案には、同原則の重視する秘密情報の保持と情報公開のバランスが全く考慮されていない。

(5) 加えて、本法案は、「特定秘密」とされた情報については国会や裁判所、地方自治体、警察は除く)に対しても原則として提供しないものとされており、特定秘密が国会に提供されるとしても秘密会に限定されている。これでは議員は国会内で十分な議論ができないばかりか、情報を党や支援者に知らせることもできず、国会での討議はおざなりなものとなってしまふ。これは国会

を唯一の立法機関(憲法四一条)と定め、両院に国政調査の権限を与え(憲法六二条)、国会が行政をコントロールする議院内閣制を採用した統治機構の在り方を根幹から揺るがすものである。

また、本法案は、すでに一月二七日に成立した「国家安全保障会議(日本版NSC)設置法」と一体となって、秘密情報を内閣総理大臣、官房長官、外相、防衛相だけで独占し、トップダウンで安全保障に関する決定を行うことをもくろんでいる。これは他の行政機関や地方議会、そして国会を著しく軽視するものであって、民主権を形骸化するものである。

4 このように本法案の提出、採決が強行された背景には、軍事情報の共有化を進めたいアメリカからの強い要請がある。安倍内閣は、アメリカからの要請を受け、集団的自衛権行使を容認し、海外においてアメリカとの共同軍事作戦を遂行できる国づくりを進めている。来年の通常国会では、集団的自衛権行使のための基本法となる国家安全保障基本法などの法案提出が準備されているが、この国家安全保障基本法には秘密保護法と日本版NSC設置法の制定が前提とされている。

こうしてみると、まさに本法案は将来の集団的自衛権行使の地ならしのための法制度であって、これは憲法の定める平和主義(憲法前文、九条)に明確に反するものである。国家安全保障会議が防

青法協弁学合同部会ホームページでは カテゴリー別に相互リンクを受け付けています

- ① 青年法律家協会関連（各支部・地域など）
- ② 法律家団体関連（青法協と友好関係にあったり、
会員が参加している法律家団体。青法協の目
的、趣旨に反しない限りリンクをいたします）
- ③ 会員（事務所）のホームページ
- ④ その他 分類できないもの

会員の多様な活動を支える広報手段の一環として
ご活用下さい。
申し込みは、本部事務局までご連絡下さい。

会員の
みなさまへ

青法協メーリングリスト への登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp)
まで、アドレスをお送り下さい。

衛・外交に関する重要な情報を独占し軍事行動への意思決定を強行する際に、本法案によってこの情報をひた隠しにするという図式が透けて見えるのである。

5 多くの国民は本法案の即時廃案を求めている。一月二日に行われた日比谷野外音楽堂での反対集会には約一万名の市民が集まり、国会への請願デモと銀座でのパレードを行った。これに呼応した全国二三か所でも集会・パレードが実施された。そのほか、連日、全国各地で反対の声がうねりのように大きく広がっている。また、二月二五日に福島で行われた公聴会では自民党の推薦者を含む七人の

意見陳述者全員が本法案に反対している。

今後の参院での審議の中で、本法案の矛盾点がさらに浮き彫りになることは明らかである。当部会は、国民の声を無視して本法案を強行採決した自民・公明・みんなの各党に対して断固として抗議をするとともに、参院での本法案の廃案を強く求める。

二〇一三年二月二八日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 原 和 良

編集後記

▼二月三日に新宿区内の若手弁護士が中心となって企画した「ハッピーバースデー憲法」@アルタ前は、皆様のご協力により成功しました。この場を借りて御礼申し上げます。▼憲法に触れることがない方々に表現を通じて憲法の意義に触れてもらおうと新宿駅東口・アルタ前広場を一日借り切り、コント、合唱、演奏、ダンス等をアマの方々に思いつき披露していただきました。私は七時間連続のチラシ・ティッシュ配りであり見られませんでした。▼年末は憲法の年の最後にふさわしく(？)、秘密保護法廃案の闘いが大きく広がりました。秘密保護法が憲法・平和、民主主義、人権の課題の取り組みに対する大きな障害になることは必至です。今度、「ハッピーバースデー憲法」を企画できないかもしれません。▼秘密保護法の成否にかかわらず闘いは続きます。二〇一四年は青法協が創立されて六〇周年の記念すべき年です。その年にふさわしく会員の一人として闘っていききたいと思います。

(中川勝之)